

第9回教育委員会定例会会議録

令和5年9月19日（火）

場所：委員会室

出席委員	教 育 長	雨 宮 和 人
	教育長職務代理者	山 口 直 樹
	委 員	操 木 豊
	委 員	大 野 孝 儀
	委 員	佐 藤 有 里

出席職員	教 育 部 長	橋 本 祐 幸
	教育総務課長	石 田 進
	教育施設担当課長	島 崎 健 司
	教育指導支援課長	荒 西 岳 広
	指導担当課長	川 畑 淳 子
	生涯学習課長	井 田 隆 太
	食育推進・給食ステーション所長	土 方 勇
	公 民 館 長	清 水 周
	図 書 館 長	氏 原 恵 美
	指 導 主 事	小 島 章 宏
	指 導 主 事	小 柳 津 章 文

国立市教育委員会

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
報 告 事 項	1) 令和5年国立市議会第3回定例会について	口 頭 説 明
議案第50号	国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案について	
議案第51号	国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について	
議案第52号	国立市総合教育センター条例施行規則案について	
議案第53号	国立市教育相談員規則を廃止する規則案について	
議案第54号	国立市教育支援室設置要綱を廃止する訓令案について	
議案第55号	国立市教育支援室の運営に関する規則案について	
報 告 事 項	2) 令和5年度教育委員会各課の事業計画の推進状況について (教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、食育推進・給食ステーション、公民館、図書館)	
	3) 第四次国立市子ども読書活動推進計画の策定について	
	4) 市教委名義使用について(7件)	
	5) 要望書について(1件)	
議案第56号	教育委員会職員の人事異動について	秘 密 会
議案第57号	臨時代理事項の報告及び承認について (教職員の人事異動について)	秘 密 会
議案第58号	臨時代理事項の報告及び承認について (国立市立学校における主任の配置について)	秘 密 会

○【雨宮教育長】 それでは、皆様、こんにちは。連日酷暑といわれる暑さが続いているところでございますけれども、一応予報ですと、21日の木曜日辺りから暑さが落ち着くのではないかという予報が出ております。皆様、健康にぜひ留意をして、教育委員会の活動に精励いただくようお願いできればと思います。

それでは、ただいまから令和5年第9回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を山口委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【雨宮教育長】 よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは、審議に入りますが、本日の審議案件のうち、議案第56号「教育委員会職員の人事異動について」、議案第57号「職務代理事項の報告及び承認について（教職員の人事異動について）」及び議案第58号「臨時代理事項の報告及び承認について（国立市立学校における主任の配置について）」はいずれも人事案件ですので、秘密会といたしますが、そちらでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

また、議案第50号「国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案について」及び議案第51号「国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について」は関係がありますので、一括して説明、質疑の後、個別に採決することとしますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【雨宮教育長】 また、同様に議案第52号「国立市総合教育センター条例施行規則案について」、議案第53号「国立市教育相談員規則を廃止する規則案について」、議案第54号「国立市教育支援室設置要綱を廃止する訓令案について」及び議案第55号「国立市教育支援室の運営に関する規則案について」は関係がありますので一括して説明、質疑の後、個別に採決することといたしますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。それでは、審議に入ります。



○議題（1） 教育長報告

○【雨宮教育長】 最初に、教育長報告を申し上げます。

8月22日火曜日、第8回定例教育委員会を開催いたしました。

当日から23日にかけて第三小学校が小学校野外体験教室に行っていました。

23日水曜日、給食試食会を食育推進・給食ステーション、第四小学校、第五小学校の3か所で開催いたしました。

また、同日から第六小学校が野外体験教室に行っていました。

24日木曜日、第四小学校が翌日にかけて小学校野外体験教室に行っていました。

26日土曜日、国立市民体育祭総合開会式が開催され、出席してまいりました。

28日月曜日、この日から国立市議会第3回定例会が開催されました。9月15日に終了しております。

29日火曜日、この日から二学期が始まりました。

同日から石神道のスクールゾーンの運用が開始をされ、私を含め職員が多数当日現地に行きまわりました。

同日、スクールボディの交流会を開催いたしました。

30日水曜日、この日から食育推進・給食ステーションでの給食提供が始まりました。

同日、社会教育委員の会を開催いたしました。

9月2日土曜日、道徳授業地区公開講座を第二中学校で開催いたしました。

同日、都立第五商業高校において、防災フェスタ、総合防災訓練を開催し、参加をさせていただきました。

3日日曜日、マタギの地恵体験学習会の報告会を開催いたしました。

5日火曜日、校長会を開催いたしました。

6日水曜日、市議会の総務文教委員会が開催されました。

7日木曜日、副校長会を開催いたしました。

9日土曜日、道徳授業地区公開講座を第五小学校で開催しました。

12日火曜日、公民館運営審議会を開催いたしました。

13日水曜日、市教委訪問で二小を訪問いたしました。

14日木曜日、スポーツ推進委員会を開催いたしました。

15日金曜日、立川のRISURUホールにおいて第三中学校の合唱コンクールが開催されました。

16日土曜日、道徳授業地区公開講座、第七小学校が開催されました。

同日、体育協会加盟団体代表者交流会、こちらが矢川プラスで開催され、出席をさせていただきました。

教育長報告は以上でございます。ご意見、ご感想などございますでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 給食ステーションのことなどを今、報告されましたけれども、給食がスタートして各学校での配膳、配食、給食提供が開始されて、各学校も今までと多少扱う食器が変わったということで、最初はいろいろご苦労なさったかもしれないけど、非常に順調だというお話を聞いていましてね、よかったですと思います。

それから今日もたしか私の知り合い、保育園関係の栄養士がステーションのほうで研修会ですか、お邪魔しているという話を聞いていますけれども、給食の提供だけではなくて、そういった食育とか、または給食をともに関わっている、そういう人たちの研修の場にもなっていて、このステーションという名前の意味がすごくよく分かるような取組をなさってくださっているなということで感謝を申し上げます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それから、今のスクールゾーンのお話もありましたけれども、本当に長年の夢というか、それを実現して、順調にスタートしているということだと思いますけど、またこの辺りの情報を後でちょっと聞かせていただければと思います。これはお聞きしたいなと思っております。

それから、二小のほうに市教委訪問に行かせていただきましたけれども、校舎の建替えということで大変なご苦労があるのではないかと思いますけど、その場面にもちょうど二小の児童が通学できているという。それから二小が変わっていく、そのところを実際に毎日の生活の中で体験できる。ほかの時代では考えられない、今だからこそできるというところは、すごく教育活動の中にも取り入れてくださっているような気がしています。過去はどうだったのか。これから二小はどうなるのかということ子どもたちも職員と共に考えている、そんな姿を見て、建替えが順調に進んでいるなと、そんな感想を持ちました。これは感想でございます。

それから最後に、合唱コンクールの話が出ましたけれども、やはり中学校の合唱コンクールというのは、クラスがまとまるのですね。男子と女子の生徒の声質も違ったりとかして、最初はなかなかうまくいかないところがいつもあるのですが、だんだんと曲の仕上がりとともにクラスもまとまって、当日のすばらしい合唱になってくるということで、この行事は割と行われていますが、しかもいい会場でもってできて本当によかったなと思っています。感想と質問とかありましたけれども、1点だけ質問があります。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。それでは、石神井道のスクールゾーンについてご質問をいただきましたので、石田教育総務課長、お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 甲州街道の市役所入口の交差点から南に向かって、国立インターに抜ける幅の狭い道ですけども、石神井道が一小の通学路ということで、長い間にわたって子どもたちの安心が心配されてきたところですけど、このたび二学期の8月29日から朝の時間帯につきまして、車両通行止めの規制がかかりました。初日から3日間は立川警察の白バイ隊員が2名ですね。それからその他の警察官が2名、立ち会っていただいて協力をしていただいたところです。

また、車両を止めるための車止めなのですが、地域の方々や保護者の方々が何人も足を運んでいただいて、児童の安心安全に努めていただいているところですし、先ほど教育長も立ち合いいただいたところですけど、教育部長とかあとは都市整備部長、また課長なども初日は立ち会っていただいた状況です。

3週間たちます。今のところ大きなトラブルもなく、私どもも職員と一緒に2週間ほど現場に立ち会わせていただいたのですね。やはりインターのほうからは多摩ナンバー以外の車、他府県、国立以外の車が入って来るようです。ですので、これは致し方ないところかなと思いますが、車止めを見ると迂回していくような状況で、何か携帯の地図情報というのですかね、何とかマップとかを見ながら、何か携帯が案内しているようなので、今、携帯会社に投稿しまして、この時間帯はスクールゾーンですよという情報提供をしているところで、この後どうなるか分からないのですが、まずは子どもたちの安全安心が図られている状況です。以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【操木委員】 はい、ありがとうございます。

○【雨宮教育長】 ほかにいかがでしょうか。大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 教育長が冒頭申しておりましたけれども、暑さに限って質問なり要望なりをしたいと思えます。

昨日も児童生徒が入院するというニュースが流れましたけれども、今いるこの現実というのが、結局異常だといわれていますけど、今まで経験をしたことのない記録的な暑さなので、誰もが経験していない未知の暑さだと思うのですね。本当に異様な9月になっているわけです。そういった中で、1番目として国立市の児童生徒の状況がどうかと。つまり熱中症等が起きているかどうかというのは、現状を聞きたいことが1番目です。

2番目として、対策をお聞きしたいのですけれども、これは対策といってもそれぞれの学校で全部の、どの学校ではこういうことをやっているなんてことはとても時間の都合で言えないので、きちんとその対策がとれているということであるならば、そういったこと。別に具体的なお答は必要ないのですけれども、対策がどうかということをお聞きしたいです。

それから、3番目として、この暑さというのは今年に限ったことではなくて、やはり年々これはさらに

加速するかもしれないし、今年よりも来年がもっとひどい状況になるという可能性は十分予測されるわけです。そういった中で、今週の土曜日にも運動会がありますし、来週もありますし、その当日のみならず、その練習なんかも必要になってくると思うので、そういった運動会の時期なんかも抜本的に考える、考え直す、そういった必要も生じてくるのではないかと考えます。その辺のそれは要望というか、考えていただきたいなということなのです。

以上その3点です。

○【雨宮教育長】 それでは、暑さに関してということで3点ありましたね。熱中症の児童生徒が出ているか出ていないかという状況等ですかね。それから2点目として、それに対する対策。とっているとすれば概括的にどのようなことがございますかということですね。それから運動会。開催時期については各学校なのでしょうけれども、教育委員会のほうでこういうことを把握する中において、今後こうしたらどうですかみたいなことを現時点で考えているのかどうなのかみたいなところだったと思います。

小島指導主事、お願いいたします。

○【小島指導主事】 では、熱中症に関しまして、私から少しお答えさせていただきます。

教育委員会で把握しているものとして、緊急搬送等に関しては、今のところ把握しておりません。ただ、学校の中で、例えばめまいがするとかで保健室へ行くということは当然考えられることかなと思っておりますので、ちょっと詳細まではこちらとして把握していないところがあるので、なかなかお答は難しいところがございます。

学校の対策につきましては、1つは適宜休憩ということと、あと水を飲むということもありまして、そこについては、児童生徒の判断で飲めるようにということで、学校で指導を行っているところではございます。

あとは、運動会等の練習の時期ではございます。特に9月末から10月にかけての開催の学校につきましては、ちょうど今頃は外で例年であれば練習しているところではあるのですが、学校の校長先生とかに聞きますと、やはりこの暑さの関係で、なかなか外で全体での練習というのが非常に難しいですというお声は頂いております、体育館を使って練習しているという状況がでございます。そういった状況が運動会の状況です。

また運動会の開催時期なのですけれども、一昔前ですと、大体秋の運動会といえますと、9月の最終週の土曜日に開催されるということが非常に多かったのですが、今年度は四小と五小が9月30日に開催する予定となっておりますが、ここ数年コロナの関係もありまして、運動会の開催時間の縮小ということと、あと開催時期の見直しというところを学校は進めておりまして、実は10月7日に二小、10月14日に七小、10月21日に第一小学校、10月28日に第六小学校というところで、学校はそれなりに実施時期をずらすような対策を実は講じているところがあります。教育委員会とも相談しながらということもあるのですけれども、気候変動を見据えながら、適宜学校のほうとして対応していただいているところが現状としてございます。

私からは以上になります。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 運動会の時期の見直しをしているということで、結構時期がずれてきていますよね。本当に状況に応じて時期を考えることはとても大事なことでして、どうしても学校の中に、1年間の中に大

きな行事というのが幾つかありまして、例えばスポーツ的な行事があって、芸術的な行事があるのですが、その入替えとか芸術的行事、例えば9月に音楽会とか。室内でやるわけですけど、それで逆にスポーツの行事を秋のほうに持ってくるとか、いろいろなことを考えられているようですし、いろいろな事例もあると思いますので、引き続きまた各学校の実態に応じて検討を続けていただければと思います。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いいたします。

○【佐藤委員】 学校訪問で二小に行かせていただきました。その中で校長先生が児童にアンケートをされたということで、授業の理解度についてどう感じているかというところでは、大半の児童が授業を理解しているという自己評価をしていたことについて印象を持っています。

今、自分自身でも子どもたちはいろいろな情報も集められますし、そういったところでは、これからの授業の課題として分かっていることから先、どういった授業がいいのかということを考えていかなければいけないのかなと感じました。

不登校の子どもたちの中には、ずっと座っていなければいけなくてちょっとつらいとか、分かっているのだよなと思いがらいることが大変だったりということも聞くので、そういったところについては課題かなと思っています。

そんな中で、高学年の授業ですごく考える授業をしていて、楽しそうだなと思いました。漢字の問題をお友だちに提供して、それを友だちが考えて答えを出していくという授業を見て、すごく楽しそうでしたし、漢字に対して興味と関心を持っている子どもたちが増えているのではないかなと思いました。

五小や七小の道徳の公開講座にも行かせていただいたときに、保護者がたくさん来校されていて、そんな授業を見たいのではないかなとも思いましたし、保護者も巻き込んで一緒に子どもたちを育てる地域も学校教育になったらいいのではないかなと感じました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

山口委員、お願いいたします。

○【山口委員】 ちょうど夏休みの最後から開始して、1か月弱たったところかと思います。道徳授業の地区公開講座も本格的に始まって、この週、二中と五小と七小。あと第六小学校がずっと変則的で2学年ずつ9月4日、5日、あと金曜日はちょっと天気の関係で延期になったと聞いておりますけど、やられているということで、できるだけ顔を出すようにしました。先ほどもありましたけれども、あと学校公開も同時に行われたとか、公開授業だけやっている学校をのぞかせていただいたりして、非常に保護者の方が熱心に来られていてというのが印象ですし、道徳の講座が終わってからの講演会も大勢の方が聞いていたというのが印象に残っております。

あと、三中の合唱コンクールもコロナが終わって、今までは変則的にしかできていなかったのが、昔と同じようにできるようになったということで、すごく皆さん待っていたなということを感じているし、子どもたちもそのことは十分感じているのかなと思いました。

その中で1つ、9日土曜日に第二小学校が学校公開があったので、ちょっとだけのぞきに行ったのですが、そのときにこれと思ったのがあるのでご紹介します。

これは学校訪問に行ったときも校長先生が言われていたのですが、5年生ですかね、対象だったのは。二小の「桜保存プロジェクト」という授業をやっております。これは体育館で桜を接ぎ木をしていって残していこうと、今の二小の。これは非常に長い年数をかけていくのですが、もう3年目ぐらいと言わ

れていましたけれども、第二小学校の校舎建替えと、あと学校の敷地の状況が大分大きく変わるわけですが、その中で今ある第二小学校から次への引き継ぎ、先ほど操木委員も言われていましたけど、ちょうどそのタイミングに来たときに、初めてできる内容の教育かなと思うのですね。それというのはもしかしたら今ある二小の子どもたちが10年後とか20年後にもう一回自分の学校を訪ねたときに、校舎は変わっているけれども、自分がやったことは覚えていて、そこにつながりが持てるし、まさにそこである影響を受けるのではないかなと思ひまして、あまり今まで不勉強で詳しくなかったのですが、まさに校舎の建替えのタイミングでしかできないような内容というのですかね、このすばらしいことをずっと前から継続をしていたということで、これはぜひしっかりと、うまくいくケース、いかないケースがあるようではありますが、もちろん生物ですから。それも含めての授業、教育なのかなということを感じました。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。それでは、次に参ります。



○議題（2） 報告事項1） 令和5年国立市議会第3回定例会について

○【雨宮教育長】 報告事項1「令和5年国立市議会第3回定例会について」に移ります。

橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 それでは、「令和5年国立市議会第3回定例会について」ご報告申し上げます。

本定例会は令和5年8月28日から19日間の会期で開催されました。議事日程の内容でございますが、議会の初日の本会議では、教育費を含む令和5年度一般会計補正予算案等、市長提出議案14件及び陳情3件が提出され、各常任委員会にそれぞれ付託されました。

8月30日から9月4日までの4日間は一般質問が行われました。20名の議員が一般質問を行い、このうち14名の議員から教育に関わる質問がありました。

社民・ネット・風、中谷議員より、給食ステーションの調理上で出る生ごみ処理について。二小の桜の本移植に向けての具体的な計画について。新しい議会、石井議員より、市立中学校の課題について。学校の設備、校則、自転車通学の制限に関して。インクルーシブ教育について。コミュニティ・スクールについて。二小の改築について。樹木の仮移植に関して。公明党、山口議員より、小学生に日傘の支給について。公明党、香西議員より、学校給食費に関する課題について。公会計化、無償化に関して。第二小学校建替えによる水泳授業の影響について。自由民主党、遠藤議員より、コミュニティ・スクールについて。日本共産党、住友議員より、特別支援学級の今後の取組について。立憲民主党、稗田議員より、個別最適な学習の保障について。コミュニティ・スクールについて。自由民主党、青木議員より、中学校部活動の地域移行について。中学校体育館の一般開放について。小学校体育館開放時の駐車規制の撤廃について。総合体育館空調整備の今後の整備計画について。社民・ネット・風、藤田議員より、新学校給食センターについて。会計年度職員に関して。みらいのくにたち、望月議員より、小中学校におけるプール授業の在り方について。学校選択制度の導入について。新しい議会、藤江議員より、学校の情報公開について。校則について。1人1台端末について。日本維新の会、中川議員より、リカレント教育について。教育無償化全般について。教育バウチャーについて。校則について。国立市民総合体育館シャワールームについて。こぶしの木、上村議員より、フルインクルーシブ教育のスーパーバイザーの活用進捗状況について。通常学級の課題の整理について。特別支援学級、特別支援教育、校内別室登校のように細分化されている現状について。コミュニティ・スクールはみんなの学校になり得るか。どういう学校を目指したいか。樹木保存について。自由民主党、石井議員より、郵政研修所のスポーツ施設を国立市民が使用するための協議

の状況について。

以上の質問がございました。9月6日に総務文教委員会が、7日に建設環境委員会が、8日に福祉保健委員会が開催され、本会議から付託された案件が審査されました。

教育委員会関係では、総務文教委員会で教育費補正予算を含む令和5年度一般会計補正予算（5号案）、国立第二小学校改築工事関係の請負変更契約の締結3件、旧本田家住宅等復元工事請負契約の締結について、及び二小樹木の無責任な移植プロジェクトの中止と危険な仮置き樹木の撤去を求める陳情が審査されました。

9月15日に、最終本会議が開催され、委員会で審査された市長提出議案及び国立市教育委員会委員の任命に伴う同意についてなどの追加議案については、全て原案可決となりました。

また、二小樹木の無責任な移植プロジェクトの中止と危険な仮置き樹木の撤去を求める陳情は不採択となりました。

以上、令和5年国立市議会第3回定例会の報告でございます。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 一言だけです。項目を、今、聞いていましたけれども、私も最近考えるのは、個別最適な学びということと、それからインクルーシブ教育、そこの兼ね合いというのが今後どのようにしていくのかというのが、非常にポイントだなと感じております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。



○議題（3） 議案第50号 国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案について

議案第51号 国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について

○【雨宮教育長】 それでは、次に議案第50号「国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案について」及び議案第51号「国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について」の2件を一括議題といたします。

石田教育総務課長、お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 それでは、次に議案第50号「国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案について」説明いたします。

本議案は令和5年10月1日に改正する国立市総合教育センターの公印を作成することに伴い、名称その他の必要な事項を規定するため、規程の一部を改正するものです。次のページを御覧ください。

別表に次の2号を加えます。公印番号23は国立市総合教育センターの公印です。次の公印番号24は、国立市総合教育センターの所長の公印となっております。

それから、続いて議案第51号を御覧ください。国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について説明いたします。この51号議案も総合教育センターの開設に伴う規程の整備のため、規則の一部を改正するものです。ページを2枚おめくりください。

A4判横の新旧対照表を御覧ください。右が旧表で左が新表となっております。アンダーラインの部分が変更する部分です。左側の新表、第2条第2項ですね。「次に掲げる教育機関は、教育部に属する」ものとして（4）国立市総合教育センターを追加しております。

次に、右側の旧表、第5条第1項を御覧ください。教育指導支援課教育支援係の事務分掌において、第6号にある教育相談に関すること、及び第7号の就学相談に関することを削除し、それ以降の事務を繰り上げております。この後にご審議いただき、議案第52号におきまして総合教育センター条例施行規則案の中に就学相談や教育相談の事務を定めるものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。まず議案第50号「国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案について」は皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第50号「国立市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案について」は可決といたします。

続きまして、議案第51号「国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について」は皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第51号「国立市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について」は可決といたします。



- 議題(4) 議案第52号 国立市総合教育センター条例施行規則案について
議案第53号 国立市教育相談員規則を廃止する規則案について
議案第54号 国立市教育支援室設置要綱を廃止する訓令案について
議案第55号 国立市教育支援室の運営に関する規則案について

○【雨宮教育長】 次に、議案第52号「国立市総合教育センター条例施行規則案について」、議案第53号「国立市教育相談員規則を廃止する規則案について」、議案第54号「国立市教育支援室設置要綱を廃止する訓令案について」、及び議案第55号「国立市教育支援室の運営に関する規則案について」の4件を一括議題といたします。

川畑指導担当課長、お願いいたします。

○【川畑指導担当課長】 それでは、議案第52号「国立市総合教育センター条例施行規則案について」から議案第55号「国立市教育支援室の運営に関する規則案について」までの4つの議案についてご説明いたします。

まず議案第52号「国立市総合教育センター条例施行規則案について」ですが、令和5年10月1日に開設します国立市総合教育センターに関して、同センターの事務分掌及び組織体制その他の必要な事項を定めるため、規則を制定するものでございます。

内容についてご説明いたします。表紙をおめくりください。

第1条では、この規則は、国立市総合教育センター条例の施行について必要な事項を定めるものであることを規定しております。

第2条では、事務分掌について。第3条では、施設設置について。第4条では、それぞれの施設の事業について規定しております。第5条では、職員について。第6条では、職員の任務について規定しております。第7条では、代決について。第8条では、文書の取り扱いについて。第9条では、専決事項について

て。第10条では、職員の服務について。これらについては、別に定める場合を除き、国立市教育委員会事務局の例によるものとしております。第11条では、この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定めるものとしております。なお、付則として施行日は令和5年10月1日とするものでございます。

次に、議案第53号「国立市教育相談員規則を廃止する規則案について」ですが、令和5年10月1日に開設します国立市総合教育センターに関する例規の整理に当たり、国立市教育相談員規則の内容は別に定める規則に規定するため、当該規則を廃止するものでございます。なお、付則として施行日は令和5年10月1日とするものでございます。

続いて、議案第54号「国立市教育支援室設置要綱を廃止する訓令案について」ですが、令和5年10月1日に開設します国立市総合教育センターに関する例規の整理に当たり、国立市教育支援室設置要綱の内容は別に定める規則に規定するため、当該要綱を廃止するものでございます。なお、付則として施行日は令和5年10月1日とするものでございます。

最後に、議案第55号「国立市教育支援室の運営に関する規則案について」ですが、令和5年10月1日に開設します国立市総合教育センターに設置する教育支援室に関して、当該室の対象者及び利用手続その他必要な事項を定めるため、規則を制定するものでございます。

内容について説明いたします。表紙をおめくりください。

第1条では、この規則は、教育支援室の運営について、必要な事項を定めるものであることを規定しております。第2条では、入室対象者について。第3条では、入室の申請について。第4条では、入室の決定について。第5条では、退室について規定しております。第6条については、教育支援室に在室する児童等の状況報告について。第7条では、教育支援室の利用時間について。第8条では、休業日について規定しております。第9条では、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとしております。なお、付則として、施行日は令和5年10月1日とするものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

山口委員、お願いいたします。

○【山口委員】 いよいよ10月から総合教育センターができて、学校に関する部分のバックアップ体制といいますかね、そこから子どもたちのことをフォローする体制が新しくなっていくということで、非常に期待をするところでもあります。今、建物は最終的な調整の工事に入っているのではないかと思います。

私のイメージでいいますと、教育支援室、それから学校支援室、それと教育相談の部署と、中心には子どもがいながらも、それぞれ3つの部署で関わっていたのが、ほかの部分がありますけど。それが今度物理的に1つの近いところでそれが行われるようになることで、子どもにとっていろいろな角度から見るのが、近いところで見られるようになって、より子どもに寄り添った対応ができていくのではないかなというのを期待しているところです。

ちょっと質問というか、状況を説明していただければと思うのですが、今までもそれぞれでかなりきめ細かく深く子どもたちへの対応の部分が進められてきたかと思うのですが、今度実際に物理的に、組織的にも若干の変更がありつつ、物理的などころの近さとか、そういう部分が出てくるので、そこら辺の対応での、現状からの変更になりますから多少の混乱というのが生じる恐れがあるのかと思います。特に10月から移行して今、準備期間ですけど、あと10日間くらいで。ですので、そこら辺の今の現状の状況と何か気づいていることとか対策等があれば、教えていただければと思います。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。今、山口委員のお話があったのは、今までもきめ細かい対応をしてきてきているだろうと。さらに3つの機能が集約されることによって、もっとよくなるだろうという部分もあると思うし、場合によっては、新しい体制になるので、混乱する部分もあるのではないかと懸念もあるので、その辺はどうなのでしょうということの現状と、それから今後に向けて混乱する部分はこのようにして回避をしていくということがあれば、お話をしてくださいということだと思います。

では、荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 総合教育センターですけれども、やはり山口委員がおっしゃっていただいたとおり、連携というのは確実に評価されると思っています。特に教育相談員さんと就学相談の関係、教育相談員は、今までSSWを違う場所で職務しておりましたので、そういったところの連携は非常にやりやすくなるかと考えております。

一方で、これまで教育相談を受けた内容というものはかなり守秘義務的なことで、ほかは誰も連携をせずに、そこだけで取り扱っているものが非常に多かったのですが、それについては、教育相談員さんもそういった意味での相談を受けてきたという自負もあったので、最初連携、連携というのはどうなのかというところも若干心配もあったところでもございました。しかしながらいろいろなことを解決していく上では、いろいろなところと協力し合っていないと前に進まないこともありますし、いろいろな相談の部署ができていますので、そこと連携を密にしてやるのが、子どもにとってもいいところがございますので、その辺りを秘密の保持とかそういったところも今後検討しながら連携のほうは進めていきたいと考えております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。10月からこれは稼働するわけですけれども、教育委員会事務局も橋本部長も入っていただく中において、それぞれ3つの機能の責任者の方とも何回も会議を積み重ねて至っていると、私は理解をさせていただいているところでございます。

山口委員、よろしいでしょうか。

どうぞ山口委員、お願いいたします。

○【山口委員】 すみません、最初に聞けばよかったのですが、今のはよく分かりました。

もう1つは教育支援室のほうなのですが、今まで「さくら」ということで、中学校のさくら、小学校のさくら、これはもう物理的に別のところで、10月以降はあそこの建物の中で一緒になる。今現在も多分一緒にやっているのかなと思うのだけど、経過措置としてですね。ちょっとそこら辺の状況を教えていただければと思います。

○【雨宮教育長】 それは今現在の教員支援室ではなくて、今後についてということですか。

○【山口委員】 そうです。

○【雨宮教育長】 では、今後について。川畑指導担当課長、お願いいたします。

○【川畑指導担当課長】 今、工事期間中なので、一緒の場所ですということはありますけど、10月1日からは完全に同じフロアで小中一緒にやるといったところを当初から予定しております。

やはり先ほど教育委員さんもおっしゃっていましたが、これまで別々にやっていたので、小中が一緒にやるといったところに関しては、一緒にできる場面と分ける場面といったところが出てくるかと思えます。またそこについてもどのようにやっていくかというのは、やりながらの検討事項になってくるの

かなと予想しているところです。

また、教育支援室のほうには、不登校の児童生徒やその恐れのあるといった部分での中核となって情報発信とかも担うような、そういう施設になってほしいと考えておりますので、そこにつきましても、今後室長を中心に検討をしながら進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

山口委員、お願いいたします。

○【山口委員】 ありがとうございます。今、いろいろ大変な部分はもちろんあるのは当たり前でして、そういうことを乗り越える中で本当にいいものになっていくだろうと思うので、ぜひ細かなポイントまで含めて、スタッフ全体でいい方向に進めていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ちょっと補足的に希望的観測も含めて一言だけ。その教育支援室、異年齢の児童生徒が一堂に会するという形になるので、そういう児童生徒がお互い支え合って、今までと違うようなものが発生してくれたら、さらにうれしいなと私は思っていますので、その辺また、今度 29 日ですか、式典といいますか開所式がありますので、スタッフの皆さんに私からも伝えられたらいいなと思っています。以上でございます。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 今回の施行規則の成立によって、いろいろなことが明確になってきますね。だから位置づけとか、つながりとか、そういったことが明確になってきました。今度はそれを実際に市民の皆さん、保護者、特に子どもたちがどういう組織になったのかということを知りやすくすることがすごく大事だと思いますし、もちろんそんなことがパンフレットとか、いろいろな文書等を用意されていると思いますけれども、やはり新しくなってよかったなど、もっと気軽に相談できるようになったとか、そういったイメージが湧いてもらえるように準備されていると思いますけど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。まず議案第 52 号「国立市総合教育センター条例施行規則案について」は、皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第 52 号「国立市総合教育センター条例施行規則案について」は可決といたします。

続きまして、議案第 53 号「国立市教育相談員規則を廃止する規則案について」は、皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第 53 号「国立市教育相談員規則を廃止する規則案について」は可決といたします。

続きまして、議案第 54 号「国立市教育支援室設置要綱を廃止する訓令案について」は、皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第 54 号「国立市教育支援室設置要綱を廃止する訓令案について」は可決といたします。

最後に、議案第 55 号「国立市教育支援室の運営に関する規則案について」は皆様ご異議がないようです

ので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第 55 号「国立市教育支援室の運営に関する規則案について」は可決といたします。



○議題(5) 報告事項2) 令和5年度教育委員会各課の事業計画の推進状況について(教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、食育推進・給食ステーション、公民館、図書館)

○【雨宮教育長】 次に、報告事項2「令和5年度教育委員会各課の事業計画の推進状況について」に移ります。その順序は教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、食育推進・給食ステーション、公民館、図書館の順でお願いいたします。

それでは、初めに教育総務課事業について。石田教育総務課長、お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 それでは、冒頭ですが、本報告の資料のつづり順についておわびを申し上げます。先ほど教育長が報告する順を教育総務課、教育施設担当、それから建築営繕課の順と説明されましたが、事務局の誤りで資料が教育総務課、次に建築営繕課、それから教育施設担当となってしまうので、大変申し訳ありません。ご確認の際はご注意くださいと思います。

それでは、令和5年度教育総務課の事業計画推進状況を報告いたします。

1 ページを御覧ください。資料に基づき主な点を説明いたします。1「主要事業」を実施しております。(4) 就学援助手続きでは、4月から7月の申請分で、要保護が31世帯、準要保護が321世帯を認定しました。昨年度と比較して、要保護が2世帯の増加、準要保護が18世帯の減少となっております。(6) 通学路の安全対策につきましては、例年どおり通学路の合同点検や見守り情報交換会を実施する予定でございます。

それから、最後に下半期の留意事項でございます。既に学校現場におきましては、感染症以前の状況で、授業や対面給食、保護者を招いての各種行事が行われております。引き続き本運営体制を維持するとともに、感染症期間に得られた知見も生かしながら学校運営に努めることを支援してまいりたいと思っております。

報告は以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 新規事業の35人学級の導入に伴う増級対応事業についてなのですが、増級の見込み、見通しというのはどのくらい考えていらっしゃるのでしょうか。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、石田教育総務課長、お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 9月1日現在のデータを基に今、ちょうど算定しているところでございますけれども、幾つかの学校で増級がやはりあります。全体で1クラスずつ3学級ほど。ちょっと不確かなのですが、生徒数から推察して3学級ほど増えるところがございます。すみません、手元に今、その資料がない状況でございますので、後ほど何小が幾つということでお伝えできればと思います。よろしくお願いたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【操木委員】 はい。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続きまして、教育施設担当事業について。

島崎教育施設担当課長、お願いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 それでは、教育施設担当の令和5年度事業計画の推進状況をご報告させていただきます。資料に沿ってご説明させていただきます。

I 「豊かな学びを支える学校施設・設備の整備」でございます。1といたしまして「学校施設の改築」。

(1) 第二小学校の建替え事業の推進でございます。現在、関係者と協力し、改築工事を進めておりまして、新校舎の建設完了は令和6年、2024年12月の予定でございます。現在、地下躯体工事を実施しており、おおむね予定どおりの進捗となっております。

また、改築に当たり、支障となる樹木については、やむを得ず更新する計画としておりましたが、二小の児童の保護者を含む市民団体である「～つづく つながる～くにたち 未来の杜プロジェクト」様から、既存樹木をなるべく残したいというご意見を頂き、5月1日付で当該団体と協定を締結いたしまして、市民活動として敷地の東側に約40本の樹木を仮移植いただきました。他方、二小の保護者を含む方から仮移植を行った樹木について倒木が心配である旨のご意見を頂いておりまして、未来の杜プロジェクト様と協力し、説明会、安全対策の補強等を行っております。今後は当該樹木の本移植について未来の杜プロジェクト様と協議を進めてまいりたいと考えております。

(2) 番でございます。「国立市学校施設整備基本方針の改定」。こちらの方針につきましては、学校の改築に当たりまして、基本的な仕様を定めているものでございます。今年度から改正を進めまして、第五小学校の改築時期を含めて、今後の改築の対象の施設、実施時期、その他第二小学校改築事業で課題となった点につきまして整理してまいりたいと考えているところでございます。

II 「くにたち食育推進・給食ステーションの施設整備」でございます。(1) 建替えに関する取組の推進でございます。本施設につきましては、今年の6月に建物の整備が完了いたしました。8月17日には開業記念式典、8月23日につきましては、市民向けの試食会を実施し、多数のご参加を頂きました。また、同施設では8月30日より給食の提供を開始しております。今後は要求水準や提案どおりの維持管理運営業務がなされているか適切にモニタリングをしてまいります。また、旧給食センターについては、解体の工事請負契約を締結してございます。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 二小の樹木が倒れてくるのではないかと、そういう心配があるということで、ここに説明会、安全対策など書いてあるのですけれども、具体的に今どうなっているのか。あるいはその状況が大丈夫なのか、もう少し具体的に。あるいはどこに、道がありますよね、あっちのほうが心配なのか、それとも校庭が心配なのかとか、その辺のもう少し具体的な見通しなり、現状を教えてくださいたいのですが。

○【雨宮教育長】 それでは、現状、詳細をもう少しということですが。

島崎教育施設担当課長、お願いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 ご心配の声につきましては、この仮移植樹木が二小の敷地の東側の通路に面した場所に置かれている形となっております。東側の通路に倒木してくるのではないかとということが

主な頂いているご心配という形となっております。

それに対して安全対策をどのような形にしているかということなのですが、5月1日に協定を締結いたしまして、施工を市民団体の方に実施をしていただきましたが、それに先立って具体的な施工の計画ですか、あと過去の実施事例というのをご提供いただきました。それを確認した上で実施をしていただきまして、その作業の完了後にはどのような施工をしたのかという報告を頂いております。その実施内容につきましては、私どもとしても第三者の確認という形で、市内の造園の事業者さんに施工内容を見ていただいて、一般論として安全対策の一定の強度がとられているのではないかというお話を頂いております。また、その上で、安全対策の補強というお話を頂いておりますので、7月と8月に2度安全対策の補強をしていただいている状況がございます。

具体的な実施の安全対策といたしましては、仮移植の樹木の根鉢と呼ばれる根の部分に杭を打ち込みまして、まず木を固定したということと、丸太を使って支柱をすること、全体的に重心を校庭側に傾けて、道路側、東側に倒れないという措置を行うことですね。それと倒木が特に心配の声を頂いている樹木についてはワイヤーを張っていただきまして、校庭側に吊るような形の対策を合わせてとっていただいております。

また、お話が前後してしまいますが、8月17日にはこの市民団体と協働で、第二小学校の保護者の皆様、近隣の住民の皆様向けの説明会を実施し、どのような安全対策をとっていくかということについてご説明をさせていただいているという経過がございます。今、実施しているのは、そのような形でございます、教育委員会のほうとしても、一定の安全性が保たれていると評価をしているところでございます。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【大野委員】 はい。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。それでは、ここでのおおむね1時間を経過しておりますので、3時10分まで休憩いたします。

(休憩)

○【雨宮教育長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

休憩前に引き続いて、事業計画の推進状況についてを継続します。続いて建築営繕課事業について。

石田教育総務課長、お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 それでは、2ページにお戻りください。建築営繕課の事業計画の推進状況につきまして、主なものを報告いたします。

まずは工事案件、(1) 二小改築工事は7月21日にプール解体工事が完了し、現在新校舎の基礎工事を行い、その工事後には建物工事を予定しております。

(2) 八小の校舎非構造部材耐震化対策等工事の第一期につきましては、屋内運動場の床改修を除いて工事が完了し、8月29日から部分使用を開始しております。

(3) 三中のプール改修工事と(4) 一中の給食小荷物昇降機改修工事は完了しております。

(5) 三小の屋上フェンス防水改修工事は、既存フェンスを撤去し、現在屋上の防水工事を行っているところで、10月末までに完了する予定で実施しております。

(6) 七小の校庭体育器具改修工事は、10月から来年2月までの工事を予定しているところでございます。

3ページを御覧ください。「委託案件」。(7) 五小の非構造部材耐震化対策及び(8) 三中の屋上フ

ェンス等の実施設計を10月末に完了する予定でございます。

「下半期の留意事項」でございます。八小や二小で実施している現在の工事の確実な履行及び台風の倒木で損壊した三中のバックネット工事につきまして、工事を実施してまいります。

報告は以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて、教育指導支援課事業について。

荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 続いて、教育指導支援課の令和5年度事業計画の進捗についてご報告いたします。6ページをお開きになってください。

I 「人権尊重教育」推進事業につきましては、人権教育推進委員会を中心に教職員に求められる人権感覚について啓発するとともに、過去において夏季業日中に人権に関わる校内研修会を実施いたしました。

II 「魅力ある学校づくり」推進事業につきましては、計画どおりQU調査、構成的グループエンカウンター、教育カウンセラーの育成に係る教員研修等を実施しております。

III 「学力・体力向上事業」につきましては、特に3のデジタル教科書や1人1台端末を活用した事業を各校が効果的に実施しているところです。

IV 「フルインクルーシブ教育推進事業」につきましては、5月29日に東京大学大学院教育学研究科と連携協定を結ぶとともに、6月に教育シンポジウム。8月に教職員対象の「フルインクルーシブ教育を語る会」を開催いたしました。

V 「特別支援教育推進事業」については、拡充した交流及び共同学習支援員、訪問看護師や介助員が当初の予定どおり対象となる子どもたちを支援しております。

VI 「不登校対策事業」については、都の校内別室指導支援員配置事業を開始しており、二学期より五小及び二中で支援を始めております。計画を受理されている一中、三中につきましても人材が確保でき次第運用を開始いたします。

VII 「学校組織力向上・人材育成事業」につきましては、特に3の保護者との連絡システム、「すぐーる」の運用が効果的に進められています。また、副校長補佐について、二学期より三小と五小において運用を開始しております。

VIII 「保護者・地域・関係機関等との連携事業」につきましては、コミュニティ・スクールの設置に向けて検討委員会を中心に準備を進めております。また、10月1日に開所となる総合教育センターについて、条例改正による人員配置など開設に向けての準備を進めているところです。

教育指導支援課の報告は以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 学力・体力向上事業とそれからフルインクルーシブ教育推進事業のところにありますけれども、個別最適な学びと協働的な学びの一体化の充実ということと、それからフルインクルーシブ教育との関連性といいますかね、先ほど大野委員も言っていましたけど、切っても切れない仲といいますか、引き続きそのところを両方向を見据えたいろいろな取組をよろしくお願ひしたいなということが1点目です。

それから、2点目は、コミュニティ・スクールのことが書かれていますけれども、今、準備をしていただいていますけど、いわゆる小学校の学区、コミュニティと中学校の学区、コミュニティは、非常に国立の場合は要するに1中学校区に2つの小学校があったりという、ちょっとすっきり割り切れないところがあるので、この辺がすごく大きな課題であるのですけれども、逆に出来上がるとすばらしいコミュニティができますので、引き続き大変でしょうけど、よろしくお願いします。

最後に、質問ですけれども、特別支援教育推進事業の中の地域事業として、全教職員を対象とした研修のこと、初任者と中堅教諭を対象とした研修。新規として確保と書いてありますが、その状況、内容とか回数とか、その辺りを聞かせていただけるとありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。それでは、特別支援教育推進事業の、数字でいうと7のところですかね。新規の内容について、もう少し詳しくということ。

川畑指導担当課長、お願いいたします。

○【川畑指導担当課長】 まず全教職員を対象とした研修会の実施についてですけれども、8月30日に全教職員を悉皆とした特別支援教育研修会を実施いたしました。講師には子どもの夢・未来事業団の理事でもあります明星大学の星山麻木教授をお招きし、自分の強みを生かそうというテーマでお話を頂きました。

すぐにグループワークを始め、その4、5人のグループの中で1枚の紙を使って、それをどう渡すかという、様々な条件をやることで、これがもう合理的配慮なのですよということを身をもって体験したことで、多くの先生方は合理的配慮はこういうことなのだというのを実感したという感想がとても多かったです。

あとは、特性、特性といいますけれども、やはり教員なので、目の前の子どもたちの特性については、考えることはあるけど、実は特性というのは誰にでもあって、その出方が人それぞれなのですよという話を聞いて、改めてその理解が進んだというか、見方を変えるといったところを考えるきっかけとなった研修となりました。

もう一度、11月に星山先生を講師とした研修会を予定しております。ここはいつも全教職員悉皆ではないのですけれども、多くの先生方に参加できるような形態を考えているところです。

2つ目の初任者及び中堅教諭等資質向上研修の課題別選択研修場所の拡充といったところですが、こちらについては、これまで保育園ですとか事業所等に先生方が行かれていることが主だったのですが、ここに子どもの居場所として市内にもある施設等において、受入れをしていただいたということがあります。先生方の中でも多くの先生が園とかだけではなくて、それを子どもの居場所として活用できる場所にも選択をして今年度は研修を行えたといったところがございます。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【操木委員】 はい。ありがとうございます。

○【雨宮教育長】 ほかにいかがでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 医療的ケア児は、インクルーシブを進めていく上では当然考えていかなければならない範疇ではあると思うのですけれども、ただ、やはり急にできることでもないなと思うのですが、その辺の方向性というのですかね、あるいは計画性というか、その辺についてももしありましたら教えていただきたいです。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、医療的ケアのお子さんに対するということでございます。

川畑指導担当課長、お願いいたします。

○【川畑指導担当課長】 医療的ケア児の対応ですけれども、これまでも行ってきたことなのですが、入学前の1年前とか、1年半前から子ども家庭部の保育幼児教育推進課と連携をし、情報をともしながら、実際に支援に関わっている者と支援会議等を重ね、就学を迎えております。

医療的ケアが必要なお子さんにつきましては、訪問看護師を派遣することで、お子さんが就学したその学級の中で安心して安全に教育活動が行えるように体制を整えているところです。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいですか。もう少しございますか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 ということは、つい昨日かおとといの朝日新聞に載っていたのが、その医療的ケア児の記事があったのですけれども、結局ケアが必要な車椅子でというお子さんがいらっしゃって、そして普通学級に入りたいという希望のときには、今のような訪問の方がいらっしゃって、その入学することが現在でも可能だと。こういうことでしょうか。

○【雨宮教育長】 川畑指導担当課長、お願いいたします。

○【川畑指導担当課長】 医療的ケア児で、医療行為が必要なお子さんにつきましては、訪問看護師を派遣するといったところで対応しております。医療行為が必要ないけれども、車椅子を利用しているとか、その他学校生活を送る上で介助等が必要なお子さんには、介助員といった形での支援員をつけて対応しております。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。その支援員の関係で、令和5年度から新たにやり始めたやつですよ。2名の会計年度職員の方を採用して、対応している事業だと思います。

ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、続いて生涯学習課事業について。

井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 それでは、生涯学習課の令和5年度事業計画の進捗状況を報告いたします。

資料9ページでございます。項目数が多いのですけれども、主なものは太字にしておりますので、太字の箇所を説明させていただければと思います。

まず、9ページ(1)社会教育推進への取組の⑤北秋田市都市間交流事業でございます。国立市の児童が北秋田市に行き、北秋田市の文化を体験する事業でありますマタギの地恵体験学習会ですが、記載のとおり7月28日から30日に開催され、国立市の児童、小学4から6年生の児童13名が北秋田市の児童14名とともに北秋田市でマタギの文化の体験、植樹活動、カヌー体験などを行ってまいりました。また、9月3日には報告会を開催いたしました。

この事業でございますけれども、コロナ禍以降中止や縮小しての実施が続いておりましたが、完全な形で今年度開催することができました。

続きまして、(2)文化芸術推進への取組の②アーティストや文化芸術団体の支援でございます。市民が文化芸術とつながる機会を充実させ、合わせてアーティストの活動を支援するため、7月18日から8月31日の間、「国立市文化芸術振興補助金」の対象事業を募集し、4件の申請がございました。この4件で予定額に達しなかったため、引き続き先着順で追加募集を始めたところとなっております。

最後にページ変わりました、10ページ。(3)文化財保存への取組。②旧本田家住宅の復原工事実施設計業務、復元工事等の実施でございます。ここで主屋復原工事の設計業務が完了いたしまして、ちょうど本日でございますけれども、復原工事の契約予定となっております、ここで着手をいたします。完成は令和7年12月を予定しているところでございます。

生涯学習課の報告は以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 北秋田市のことなのですから、交流のことですけど、とても素晴らしい取組でいいのですが、もう少し参加できる子どもの枠が増えてくれるといいかな。これ予算との関係もあると思いますけれども、貴重な体験をしている子どもたちがいますので、そういった子どもたちを1人でも多く経験できるようになるといいななんて思っております。

それから、発表を報告会ですということですけど、やはり体験を伝えることによって広めるということになりますので、その報告会でどのくらいの人数を、どのくらいを対象にしているか分かりませんが、できるだけ多くの子どもたちが参加できるようなPRをよろしくお願ひしたいなと思います。

2点目は、アーティストや文化芸術団体の支援のことなのですから、予定額に達しなかったためと書いてありますが、アーティストのもうちょっと手前、予備軍ではないのですけれども、もっともっとアマチュア的な人、もっと市民が気軽に何かできるような、そういったことも。要するにハードルを下げた広めるということが大事かなと思う。その意味としてもまた検討していただければなと思います。まずこれはお願いです。

それから、10ページ目のスポーツ推進委員定例会の開催ということで、ファミリーソフトボール教室とか、スポーツ子どもの日。こういったものがすごく身近に感じて気軽に参加できて、やってみたいなと、そんな取組ですよ。だからこういったことをいろいろなところでできるだけやる。要するに広めることを視野に入れていただく、そんな機会も欲しいなと感想を持ちました。

以上、感想です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ご要望いただいたということでございます。

ほかにごございますでしょうか。

1点、私から聞くのもおかしいのですが、文化芸術の補助金の関係なのですが、ホームページに出ているのは見ているのですけれども、芸術小ホールの中に告知をしているとか、そういう取組はやっていませんでしょうか。

井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 すみません、芸小に手引きですとかを置いたかなというところの記憶があれなのですが、芸小が開催場所になることが多い事業ですので、ここでまた追加募集を始めたということもございますので、芸小を通じて周知できるように努めてまいりたいと思います。

○【雨宮教育長】 すみません、よろしくお願ひいたします。

では、よろしいでしょうか。それでは、続いて、食育推進・給食ステーション事業について。

土方食育推進・給食ステーション所長、お願いいたします。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 それでは、食育推進・給食ステーションの令和5年度事業計画の推進状況について、ご説明いたします。

資料番号11ページ。よろしくお願いいたします、

ここでは資料にのっとり主に数字につきましてご説明いたします。まず1の(1)良好、安全な食材の調達でございますが、一学期の地場野菜の取り入れは、国立産と捉えると、小学校3,978キログラム、割合にして前回の16.70%。中学校1,740キログラム、割合は13.40%となっております。

(2)放射能への対応でございますが、外部機関での検査は8月末までに23回実施しております。

(3)給食の充実につきましては、一学期の米飯給食の回数は、小学校が給食実施日69回のうち51回、中学校が給食実施日68回のうち47回実施いたしました。また、7月18日及び19日の給食において、過去から人気のあったメニューを中心に、献立名で「ありがとう給食センター」と題した給食提供を実施いたしました。

(4)食物アレルギーへの対応につきましては、7月実績で小学校は102名、中学校は23名の保護者に対して資料の提供を行いました。

12ページに移りまして、2の(1)食に関する理解の促進でございますが、黒ポチ1つ目で、献立メモを小学校69回、中学校19回送付いたしました。

最後に、(2)試食会でございますが、過去55年間において、給食センターで給食を喫食された方などへの「思い出給食試食会」を開催いたしました。7月単月で、小学校給食13回59名、中学校12回41名の計100名の方が試食されました。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

山口委員、よろしくお願いいたします。

○【山口委員】 すみません、ここで聞きにくいかなのですが、新しく二学期から給食ステーションがスタートしたところですけども、それに関して今の学校の反応とか、実際運営してみたところの状況を説明していただければと思います。

○【雨宮教育長】 では、土方食育推進・給食ステーション所長、よろしくお願いいたします。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 まず状況からなのですが、本当に前の給食センターのやり方から全く変わってしまったので、毎日戸惑いの連続なのですが、本当に職員一丸となって頑張っております。特に栄養士さん、調理員さん、本当に頑張っていて感謝しております。

学校の給食の反応なのですが、ご飯が以前は回転釜で職人技のように炊いていたのですが、今回は連続炊飯器というものでベルトコンベア方式で運ばれるのですが、お米と水を入れるとか、炊くとか、全てほぐすまでやってくれるので、ほぐされたご飯がそのまま食缶に提供できるようになりました。前は回転釜でいわゆるスcoopでやっていたのですが、今度はほぐされたものが出てきますので、かなりお米に関してはおいしいと評判を頂いております。また、食缶も保温性のある食缶にしていますので、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという形で出させていただいております。

第1便としてまず配膳員さんが出勤する前に、食器とか食事器具をコンテナで運んでいまして、第2便で直前まで食材類を運んでおりませんので、今のような温かいものは温かく、冷たいものは冷たくということで、これは児童生徒はもとより先生方からも給食が変わっておいしくなったとお話を頂いておりますので、大変ありがたいなと思っております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。操木委員、よろしくお願いいたします。

○【操木委員】 今のようなお話を本当にいっぱいPRしてください。大きな声で伝えてください。

それから、思い出給食試食会ですね。これもすばらしい取組をしてくださりましたので、これからは新しい給食の試食会の場をまた考えていらっしゃると思いますけど、どうぞよろしく願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。今、土方所長からいろいろお話がございましたので、前ほど気軽に「では、お昼行きましょう」と、教育委員さん、なかなか難しい面も地理的にあるのですが、教育委員の皆さんもどこかでちょっとお伺いさせていただいて、また食べさせていただいて、ご意見頂ければなと思いますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

では、次に参ります。公民館事業について。

清水公民館長、お願いいたします。

○【清水公民館長】 それでは、公民館事業計画の推進状況につきまして、手短かに主なものをご説明申し上げます。

1 「公民館運営審議会運営事業」ですが、令和4年11月からスタートしました第34期の公運審になりましてけれども、6月に私からの諮問として『公民館の運営や事業に「市民の声」を活かしていくための方法や工夫について』というものを諮問させていただきました。これを公運審としては受けて、討議を現在進めているところでございます。

また、8月には社会教育学習会として、利用者の裾野を広げることを目的として「公民館の“ハテナ”を解き明かす～素朴な疑問を聞いてみよう」というものを、公運審の委員さんからの発案もありまして、公民館と公運審協働で実施をいたしました。

続きまして、2 「主催学習事業・会場提供事業」でございますが、主催学習事業を実施する上では、市民の「まなび」や「つどい」をきっかけとして、市民と市民を「むすぶ」ための自発的な行動につながるようにお声かけをしたり、つなぎを重視しております。

(1) 自立に課題を抱える若者支援事業ということですがけれども、複雑化した環境に適応しづらい若者に対する事業として中高生の学習支援事業「LABO☆くにスタ」を月3回程度実施しております。だんだんと子どもたちも慣れてきて、学習が中心になってきているのは非常にいい傾向ではあるのですが、その分ロールモデルとなる学生との交流というのが少し薄れてきている状況がここ数年見えてきていたところでした。支援者である学生ともいろいろ懇談をさせていただく中で、昨年花火大会をやりたいとあって、花火をちょっと庭というか公民館の植え込み前の空きスペースのところでやったことをきっかけに、今年は流しそうめんを実施したいという声が上がって、どういった形で実施できるかということ、かなり打合せをしながら検討しました。農産担当のご協力も頂いて生の竹を提供いただいたり、そういったことをして、実際に8月の終わりに実施しました。子どもたちはもとより支援学生も流しそうめんのイメージはあるのですが、実際にやったことがないということで、本当に試行錯誤の連続だったのですが、大盛況で。これまで勉強以外の会話を子どもたちとできなかったとっていた学生が、子どもたちから積極的にいろいろな話題を振ってくれて、会話ができたり、また次に「この間、楽しかったね。今回学校でこういうことがあったよ」みたいなことも子どもたちと会話ができたりとか、ロールモデルになる支援の学生とのお互いの距離感が身近になってきた、そんな実感した声を聞くことができました。

そういったイベントをやればそうなるということだけではないのですが、そういったことも工夫しながら進めているところでございます。また、NHK学園高等学校との共催で、「校内居場所カフェ」の実践を踏まえた事例検討の講座をNHK学園高等学校の図書室を使ってさせていただきました。

(3) 時事的課題として、関東大震災より100年の節目となる本年でございますので、今週末23日土曜日

に「学べる防災スタンプラリー」というものを親子参加とか、地域の方たちに参加していただく、気軽に参加をしていただきながら、防災について考える機会づくりをさせていただきます。また、10月には3回連続の講演会を行うとともに、東京都復興記念館、両国にございますけれども、こちらの見学会を実施いたします。

以上、公民館事業の計画についての主な進捗状況のご報告となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、最後に図書館事業について。

氏原図書館長、お願いいたします。

○【氏原図書館長】 それでは、図書館の令和5年度事業計画の推進状況についてご報告いたします。資料は14ページとなります。記載しました項目のうち、主なものにつきまして説明を加えさせていただきます。

2番の「資料貸出閲覧事業」では、選書については新刊本を中心に市民の方々のリクエストとご意見を踏まえて選定しております。

3番、「児童サービス事業」では、以前子ども家庭支援センターで実施していた絵本の読み聞かせを矢川プラスの「ここすき」において開始いたしました。そのほかコロナ禍以前に実施していた学童保育、保育所のカンガルー広場での読み聞かせを再開するなど、子どもに対する読書機会の提供を拡充するよう努めています。

続きまして7番、「ボランティア事業」につきましては、コロナ禍の影響により活動を休止していた事業もあり、ボランティアの方々から改めて育成やスキルアップの必要性が求められていることから、担当ごとに育成等の研修を実施してまいります。

最後に、8番「行事等の企画及び広報事業」ですが、講演会については、昨年度より参加人数を増やして実施しています。一般対象のものと児童対象のものをバランスよく実施し、幅広い年齢層に働きかけることで、さらなる図書館の周知及び利用につながるよう努めてまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 今の事業とは直接関係ないのですが、これは公民館か。それはもう前にもそう言っていたものですね。とにかくPRが大事だなということを言いたかったのですね。それぞれ皆さんいろいろなことをやっていらっしゃるのに、PRの方法といますかね、その辺がどうかと思います。さっき言ったすばらしい成果なんかたくさん子どもたちとのつながりの成果とか、たくさん出してほしいと思います。

それから図書のほうでいうと、電子図書のほう、私もずっと言っているのですが、やはりまだまだ十分に伝わっていないのです。こんな便利なものはないということをPRしていただければと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。



○議題（6） 報告事項3） 第四次国立市子ども読書活動推進計画の策定について

○【雨宮教育長】 では、次に、報告事項3「第四次国立市子ども読書活動推進計画の策定について」に移ります。

氏原図書館長、お願いいたします。

○【氏原図書館長】 引き続きまして、第四次国立市子ども読書活動推進計画について、図書館よりご説明させていただきます。

第三次計画が今年度末で計画期間を終了するに当たり、第三次計画の成果と課題を踏まえ、図書館としては、引き続き読書活動の推進を継続していく必要があると捉えており、第四次計画の策定を進めているところです。今回ここで素案がまとまりましたのでご報告させていただきます。

まず表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。全体の構想といたしましては、まだ未定稿ではありますが、はじめにで策定に当たってについて述べる予定にしております。

続いて、Ⅰ「第三次国立市子ども読書活動推進計画の検証と課題」、Ⅱ「第四次国立市子ども読書活動推進計画の基本方針」、Ⅲ「第四次国立市子ども読書活動推進計画」の3部構成となっております、巻末に参考資料を添付しているところとなっております。

内容の部分につきましては、2ページ目をお開きください。Ⅰ「第三次国立市子ども読書活動推進計画の検証と課題」について記載しております。平成30年から令和5年度の計画期間に行った事業等について、関係各課にご協力いただき、点検評価を実施したものを記載しております。

続きまして、9ページを御覧ください。Ⅱでは、第四次国立市子ども読書活動推進計画の基本方針を述べています。三次計画の方針を継承しつつ、新たな視点を加えた3つの基本方針を立て、それに沿った事業を通じて、読書活動の推進を図ってまいります。

続きまして、21ページを御覧ください。Ⅲでは第四次国立市子ども読書活動推進計画事業として、事業一覧を提示しております。年代に応じた個別事業を実施し、本に接する機会の提供を進めてまいります。

最後に、27ページからの参考資料ですが、関係法令といたしまして、子どもの読書活動の推進に関する法律、国立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱、また図書館の児童サービスの現状としての統計資料、そして事例紹介として「なかよし保育園」「矢川児童館」「国立市立国立第一小学校」「国立市立国立第三中学校」の取組について記載しております。

最後に今後の予定といたしましては、10月にパブリックコメントを実施し、市民の方々からのご意見を頂くことを考えております。また、9月21日の図書館協議会でもお示し、それらのご意見やご指摘事項の修正を加えた上で12月の市議会総務文教委員会で報告事項という形でお示しさせていただくことを予定しております。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

山口委員、お願いいたします。

○【山口委員】 大きなところで、感想だけですけれども、19ページに第四次の基本方針3つの内容が書かれているかと思うのですが、今回新しく加わったのが「多様な子どもたちの読書活動の推進」ということで、外国語を母語とする子どもたちだとか、様々なところでこれは感じているので、その子たちが生活しやすい環境とか、日本で学校教育を受けるときに、やはり日本語の勉強をしてもらうのですが、実はその子にとって大切なのは自分の国の言葉でもあるのだらうと思うのですね。そこら辺の図書館の役割

とかは、もしかしたらこういう中に入ってくるのかなとか。いろいろな子どもたちがいて、この電子図書館、先ほどからも出ていますけれども、そういうシステムの活用とか、いろいろな可能性が上げられているので、いい形になるのかなと思います。ただ、本がどんどん増えてしまうと大変なことになるので、全体としての容量がこれで増えたら大変かなと思うので、これは見直しを持っていただければと思います。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 今の山口委員とも重なるのですが、多様性への対応ということで、25 ページの新規事業の 27 番ですか、「児童・生徒の状況に合った多様な資料提供」とか、それから 29 番の「利用案内の多言語化」とか、この辺りはすごく期待をしたいなと思っております。感想でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

まだまだ今後ご意見を頂く場もあると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。今回は素案の説明ということでございます。



○議題（7） 報告事項4） 市教委名義使用について（7件）

○【雨宮教育長】 では、次に、報告事項4「市教委名義使用について」に移ります。

井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 では、令和5年度8月分の教育委員会後援等名義使用について報告いたします。

お手元の資料のとおり、承認6件、不承認1件でございます。

まず承認についてです。1件目は、チルコロマミコ主催の「詩と音楽の共鳴ー谷川俊太郎・賢作親子の世界へのお誘い」でございます。2人の作品を通じて聴衆に詩と音楽の融合の芸術体験を提供することを目的に演奏会を行うもので、参加費は一般3,000円、大学生以下2,000円となっております。

2件目は、滝乃川学園ものの市実行委員会主催の「ものの市 in 滝乃川学園」でございます。多くの近隣の方と関わることで、たくさんの方に障がいのある方への理解と共生を実現していくことを目的に、ゲームイベントや出店を行うもので、参加費は無料となっております。

3件目は、中央大学・中央大学学生会国立支部主催の「中央大学学術講演会」でございます。学術研究の成果を社会に還元し、地域住民の参加を図ることを目的に講演会を行うもので、参加費は無料となっております。

4件目は、ブックフィルムフェスティバル事務局主催の「ブックフィルムフェスティバル2024」です。読書とクリエイティビティを推進する機会を提供することを目的に、参加者に「本の予告編（ブック・トレーラー）」を作成してもらい、コンテストを行うもので、参加費は無料となっております。こちらはWEB上のみの実施となりますが、くにたち中央図書館がお薦め図書を選定したり、中央図書館内に紹介コーナーを設置するといった連携があることを踏まえ、後援を承認しております。

5件目は、わくわくこどもフェスタ実行委員会主催の「第11回わくわくこどもフェスタ」でございます。子どもを対象に文化・芸術の体験の場づくりと参加団体間の交流・関係づくりを目的に、演奏会や工作などのワークショップを行うもので、参加費は無料となっております。6件目は、立川シアタープロジェクト実行委員会主催の「子どもとおとながいっしょに楽しむ舞台V o 1. 7『王さまコンテスト〜はだかの王さまとロバの耳の王さま〜』」でございます。子どもやお近寄りなど幅広い世代に向け文化芸術を身近に感じる場や機会を創出することを目的に演劇公演を行うもので、参加費は一般2,000円、中・高生1,000円、小学生500円となっております。

以上6件につきまして、事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の使用を承認いたしましたので、報告いたします。

続きまして、不承認についてでございます。家族の未来に寄り添う会主催の「家族の未来に寄り添うお金の授業」でございます。内容は子どもを持つ保護者を対象に、教育資金準備等のための金融リテラシーを身に付けてもらうことを目的としてマネー講座を行うもので、参加費は無料となっております。

教育委員会で審議をし、不承認と判断した理由についてでございます。当該事業は生涯学習の観点から公益性があると認識されますが、主催団体が杉並区にあるとともに、特定の会場を持たず、オンラインでの実施となっております。また、内容は普遍的で、地域性ですが国立市との関係性も認められません。このことから、特段当市教育委員会との関係が密接である事業とは認められず、国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱第4条第1号の委員会の名義使用にふさわしい事業であることの要件を満たしていないと判断し、不承認といたしました。

以上、報告でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。



○議題（8） 報告事項5） 要望書について（1件）

○【雨宮教育長】 それでは、報告事項5「要望書について」に移ります。

石田教育総務課長、お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 要望は1件です。子供たちが主権者の社会科教育を求める会より、「都教委が4月4日入学式派遣職員に行った”説明会”での、憲法・子どもの権利条約違反の内容を猛省し、今後は完璧主義・潔癖症のような姿勢を改めるよう意見書を出して頂きたい要望書」を頂いております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。事務局より補足説明はありますか。

荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 それでは、今回の要望のまず主旨から説明させていただきます。

まず、4月4日に入学式派遣職員に行った説明会について、以下3点の内容を盛った意見書を出していただきたいということです。1点目は、この説明会において、不測の事態発生時の「やり直し」の対応を行う内容として説明した「生徒の予想外の行動への対応」。これは国歌斉唱時の生徒の不起立を含めていたことを素直に認めること。これは指導企画課の担当者は生徒の不起立は入らないという形で回答を繰り返しているということです。2点目は、1点目の事実が「児童生徒の思想・良心・信教・表現の自由」に違反していると認めて謝罪をすること。3点目が、「やり直しの対応」を指示する対象から、「生徒の予定外の行動」という文言を削除すること。また、市立小中学校には、国歌斉唱時に不起立の児童生徒の意思は尊重するように伝えてほしいということです。

大きな2点目といたしまして、「校门周辺のピラの配布について、そのピラに記載されている君が代強制反対の内容を謙虚にしっかり受け止めるべきだ」という趣旨の意見書を市教委から都教委に出してほしい。また、公道での君が代問題のピラまきがあったら、温かい気持ちで見守るよう、市立小中学校に伝えてほしい。

大きな3点目といたしましては、「国旗に敬礼しろ」という姿勢は、式の主人公である生徒に失礼なので、絶対にやめるよう市教委から都教委に意見書を出してほしいという内容でございます。

担当課の見解でございます。繰り返しの見解になりますが、地方公共団体の自治が脅かされるような案件でない限り、都教委が所掌する範囲内で対応していることに対して、意見書等を出すことはいたしません。その他、1つ目の国歌斉唱時に不起立の児童生徒について。こちらについては、明確にそのような意思があるのであれば尊重されるべきであると考えております。

大きな2点目のビラ配布については、引き続き学校の敷地内で実施される場合は、お断りするように伝えてまいります。公道で行われるものに対しては、学校運営に支障がない限り、特段何か対応を求めることはいたしません。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上で秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。ここで9月末日をもって任期満了を迎え、退任をされます山口委員よりご挨拶を頂きたいと思っております。

山口委員、お願いいたします。

○【山口委員】 このような機会を設けていただきありがとうございます。2011年10月1日から国立の教育委員をさせていただいて、いつの間にか12年ちょうどがたってしまうと、本当に様々勉強させていただいたりとか、いろいろな人との出会いですね。もちろん子どもたちとの出会い、学校の先生たちとの出会い、これが一番中心ではありましたが、ほかのところの方たちとの出会い、またそれが広がっていくうれしさを感じて、今、いるところです。本当に長い間ありがとうございました。簡単ではございますけど、ご挨拶とさせていただきます。

○【雨宮教育長】 山口委員、12年間大変にお疲れさまでございました。その間、教育委員長も担っていただいたり、あるいはずっと職務代理者の任に就いていただき、本当にありがとうございました。思い起こしますと、もう私とは20年以上前に出会ってしまっていて、今とは全然別の部署で出会ったわけですから私もここへ来て全然違和感がなかったという言い方が適切かどうか分からないのですが、そのような形で本日まで至ったというところでございます。

山口委員は本当に様々な学校行事はもとより各研修会、専門職の方の研修会にも参加を頂いたり、あるいは積極的に各学校へ訪問して、管理職の方々と意見交換をされるなど、非常に熱心に教育活動に務められたなど私は感じております。その際に教育長室にも顔を出していただき、様々な意見交換をさせていただいて、その時間もとても有意義だったなと思っております。

また市内の団体の役職も担われていると思いますので、遠くから大変恐縮なのですが、国立にお見えになる機会もまだまだ残っていらっしゃると思いますので、その際には今まで同様お気軽に教育委員会あるいは教育長室のほうに顔を出していただければうれしいな、元気な顔を見させていただければありがたいなと思っております。12年間本当にありがとうございました。

では、次回の教育委員会の日程を決めておきたいと思っております。どのようになるでしょうか。

橋本教育部長、よろしくをお願いいたします。

○【橋本教育部長】 次回の教育委員会でございますが、10月24日火曜日。時間につきましては、当日午後1時から総合教育会議を予定しておりますので、通常より1時間遅らせ午後3時から。会場は本日と同じ市役所2階の委員会室を予定しております。よろしくをお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。それでは、次回の教育委員会は10月24日火曜日、午後3時から。会場は市役所2階の委員会室といたします。

傍聴の皆様、大変お疲れさまでございました。

午後 3 時 51 閉会